

長崎市立図書館ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン

2017年4月

(目的)

- 1 このガイドラインは、職員が職務の一環として、ソーシャルメディア等（次項各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を利用するに当たり、その有効性を十分に活用して市立図書館で開催するイベント情報や館内の情報等を発信するために必要な指針を定める。

(適用)

- 2 このガイドラインは、次の媒体で日常業務の一貫として行うすべての職員に適用する。
 - (1) Twitter
 - (2) Facebook
 - (3) メールマガジン

(返信等への対応)

- 3 返信等への対応は、次のとおりとする。
 - (1) 市立図書館は、各ソーシャルメディアに対する全てのコメント、投稿等を閲覧し、返信するものではないものとする。
 - (2) 市立図書館が行なっている事業に関する個別の意見、問い合わせについては、長崎市立図書館ホームページの「お問い合わせ」により対応するものとする。

(知的財産権)

- 4 知的財産権について、次のとおりとする。

各ソーシャルメディアに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、市立図書館または現著作権者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできないものとする。

(基本原則)

- 5 ソーシャルメディア等による情報発信に係る基本原則は、次のとおりとする。
 - (1) 図書館職員として自覚と責任を持った発言を行うこと。
 - (2) 法令、当ガイドライン、他に定める運用規定等を遵守すること。
 - (3) 職務上知りえた秘密や個人情報の取り扱いに十分に注意すること。
 - (4) 利用者（図書館職員を含む。）の基本的な人権、著作権等を侵害しないよう十分に注意すること。
 - (5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分に注意すること。
 - (6) 取り扱う情報は信頼性を確保し、正確な情報発信をすること。
 - (7) 誤解を与えない、簡潔な情報発信に務めること。
 - (8) 利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。

(禁止事項)

- 6 ソーシャルメディア等による情報発信に係る禁止事項は次に掲げるとおりとする。
- (1) 誹謗中傷すること。
 - (2) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別し、又は差別を助長すること。
 - (3) 図書館職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること。(職務上必要な場合を除く。)
 - (4) 違法行為をおこなうこと。
 - (5) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
 - (6) 市立図書館及び第三者の権利を侵害する情報を発信すること。
 - (7) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
 - (8) 信頼性が確保できない情報を発信すること。
 - (9) 計画段階の情報を発信すること。(市立図書館が積極的に意見等を求める場合を除く。)
 - (10) 図書館職員の身分以外の者に情報発信させること。

(免責事項)

- 7 免責事項は次に掲げるとおりとする。
- (1) 市立図書館は、各ソーシャルメディアにおける情報の正確性、完全性、有用性を保証するものではないとする。そのため、各ソーシャルメディアの情報を利用し、ユーザーまたは第三者が被った被害について、一切の責任を負わないものとする。
 - (2) 市立図書館は、各ソーシャルメディアに関連して生じた、ユーザー間のトラブル又はユーザーと第三者との間のトラブルによりユーザーは又は第三者が被った被害について、一切の責任を負わないものとする。
 - (3) 上記のほか、市立図書館は各ソーシャルメディアに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

(ガイドラインの変更について)

- 8 このガイドラインは、予告なく変更する場合がある。